

一 般 要 望



要望先：滋賀県文化スポーツ部 文化財保護課

登録有形文化財建造物保存修理の国の補助制度の拡充について【国への要望】

要望内容

登録有形文化財建造物の保存と活用を図るための国の補助制度について、個人所有者が行う保存修理工事が補助対象となるよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・本市の登録有形文化財建造物には、所有者の経済的事情により保存修理ができないものがあり、このままの状態が続くと当該文化財のき損等が進む恐れがある。
- ・登録有形文化財建造物に関する補助制度には、「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項」があるが、保存修理工事に係る設計監理費、公開活用に資する設備や案内設備・情報機器の整備が補助対象であり、所有者が望む建造物の保存修理に関する工事費は対象外となっている。
- ・登録有形文化財建造物を保存継承し、地域の歴史資源として有効活用を図るためにも、当該文化財の保存修理に対する個人所有者の負担軽減に向けた補助制度の拡充が必要である。

事業実施による効果

- ・補助内容が保存修理工事にまで拡充されることで、個人所有者の保存修理費の負担軽減を図ることができ、登録有形文化財建造物の適切な保存継承および地域の歴史資源としての有効活用を図ることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 文化財保護活用係
TEL：077-561-2429

子どもの医療費に係る助成制度の拡充について 【県への要望】

要望内容

健康しがを実践していくためにも県下で統一された制度のもと、県と市町が一体となって、子どもや子育て世帯を地域の中心として支える社会を構築していくことを目指し、県において小学校就学前の子どもを対象に実施いただいている子どもの医療費助成制度の範囲について、小学校就学後まで対象となるよう拡充いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現在、県においては、小学校就学前の子どもを対象に保険適用医療に係る費用の一部負担金を助成する制度を設けていただいているが、少子化の進行や、安心して子どもを産み育てることができる環境整備の重要性を考慮し、本市をはじめ、県内の全市町において、小学校就学後の子どもに対しても医療費助成を行っているところである。

昨年度末に国の想定を上回る全国的な少子化の進行が明らかになったこと、令和5年度中には過半数の都道府県が小学校就学後の子どもを対象とした医療費助成制度を実施されることとなる見込であることを踏まえ、県として子どもに対する医療費助成制度について検討のうえ、助成範囲を拡充いただきたい。

事業実施による効果

県と市町が一体となって安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する医療費助成制度について、心身障害者に対する助成制度と同様に、広く保険適用医療費の一部負担金を助成対象とする制度を構築していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現在、県として実施されている精神障害者精神科通院医療費助成制度では、精神障害者に対する医療費の助成対象は自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分のみとなっているが、精神障害者の方の中には就労ができず、経済面で生活に苦しむ方も多くおられることから、広く保険適用医療費を助成対象とする制度を構築し、経済的負担の軽減を図る必要がある。

こうした障害者への医療に関する経済的負担の軽減は、住む地域や場所に関わらず図られるべきであり、心身障害者（児）福祉医療助成制度と同様に、県主導による助成制度の構築を要望する。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県で進めている県内保険料水準の統一については、統一目標年度を令和9年度、経過措置期間を令和12年度までとする案が提示されており、さらには納付金の精算制度をはじめ保険料水準の統一に向けた新たな仕組みの構築に係る提案がなされている。

これらは第3期滋賀県国民健康保険運営方針の策定作業と並行して課題整理が進められていくものと理解しているが、後期高齢者支援金の大幅な増加や医療費の伸びなど、回避が困難な原因に起因して令和5年度標準保険料率の増加があったことから、新たな仕組みの構築にあたっては、県内市町の支え合い・分かち合いを強化しながら、県内全体の被保険者の負担軽減につながる制度設計にさせていただきよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政の都道府県単位化により財政基盤の安定化が一定図られたものの、高齢・低所得の被保険者が多い国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤の問題は解消されていないのが現状である。また、生活必需品の価格上昇や雇用情勢の不安など、社会経済情勢の悪化が懸念される中で、被保険者においては、保険料の負担感は増加していると考えられる。

このことから、国民健康保険の構造的な問題や現状の社会経済情勢に鑑み、国民健康保険財政に対する財政支援の充実が必要である。

また、県で進めている保険料水準の統一に向けた取組においては、保険料が増加する場合の被保険者への説明は困難であると考えられることから、県内市町の支え合い・分かち合いを強化しながら、県内全体の被保険者の負担軽減につながる制度設計にさせていただきよう、これまでと同様に、県内市町と十分な議論を行った上で実施する必要がある。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

介護人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な 施策の展開について【県への要望】

要望内容

介護分野の従事者について、一定の処遇改善がなされてはきているものの、現場においては引き続き人材の確保・定着・育成が進まない現状がある。

こうしたなかで、広域的な視点で各市町を先導し、具体的かつ効果的な施策を推進することについて、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

介護保険制度が利用者のニーズに応えるよう十分に機能していくためには、人材という限りある社会資源の「現状の的確な把握」を行い、「処遇改善」「新規参入や多様な人材の活用の促進」「介護の仕事の魅力向上」「職場環境の改善」等のため、各市町と連携を図りながら地域の実情に沿った具体的かつ効果的な施策、取組を推進し、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保と定着および育成を図っていくことが重要である。

- (1) 県内唯一の介護・福祉専門の無料職業紹介所である「介護福祉人材センター」の機能強化、県全域あるいは湖南、湖西、湖北、湖東などの各ブロックの現状を踏まえたうえでの広域的な人材確保策の推進が必要。
- (2) 福祉・介護の現場における「きつい」「低賃金」というマイナスイメージを払拭するために市町が取り組む人材確保・育成事業に対する補助事業の継続が必要。
- (3) 民間職業紹介事業者の活用において課題となっている高額な紹介手数料の負担軽減および公共職業安定所等の無料職業紹介事業者による職業紹介の充実を図ることが必要。

事業実施による効果

介護人材の育成・確保に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、安定した介護サービスの提供、ひいては利用者本位の質の高い介護サービスの提供につながる。

担当：健康福祉部 介護保険課 介護保険係
TEL：077-561-2369

要望先：滋賀県健康医療福祉部 健康寿命推進課

滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業について、本市のアピアランスケア支援事業の利用者の状況によると、本市の助成額上限10千円に対し、医療用ウィッグ等補整具の平均購入額が一人当たり90千円を超えている。利用者に対するさらなる負担軽減を図るため、補助額の増額について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現状

- ・本市のアピアランスケア支援事業助成金交付申請者（令和4年度）の医療用ウィッグ等補整具購入額は、一人当たり平均96,960円である。
- ・また、補整具を管理するためのケア用品（くし・シャンプー等）や洗い替えを複数個持つ必要がある。
- ・草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請者に対し、「アピアランスケア支援事業についてどのように思われるか」とアンケートを実施したところ、約50%の人が「助成額を増やしてほしい」と回答された。

課題

- ・医療用ウィッグ等は高額であることが多く、補整具以外の必要購入品も多くあるため、アピアランスケアにかかる費用負担が大きい。

事業実施による効果

- ・がん患者のアピアランスケアにかかる費用負担が軽減する。
(外見の悩みに対し、心理的および経済的負担が軽減する。)

担 当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係
TEL：077-561-2323

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

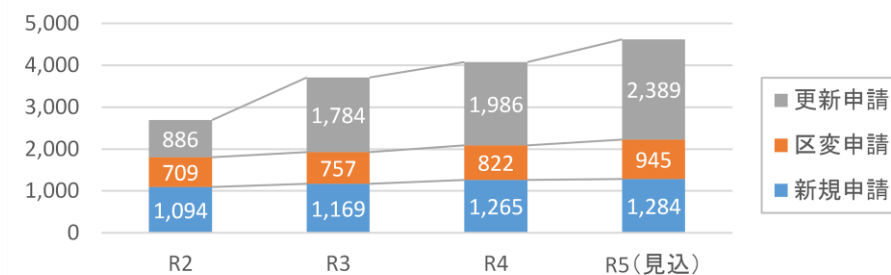
要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加している。これらの課題に対応するため、新規申請及び区分変更申請における要介護・要支援認定有効期間の上限を12ヶ月から24ヶ月に見直すよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・要介護認定申請件数は年々増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ・申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、本市でも同様の傾向にある。(下表参照)



申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	1,748 (100.0%)	24,128 (99.4%)	2,217,055 (99.1%)
平均値(日数)	40.8	39.5	38.3

※データ集計対象期間：R4. 4. 1～R4. 9. 30

(表は令和4年度要介護認定適正化事業業務分析データ【第2回】より)

事業実施による効果

- ・有効期間の延長により申請件数の抑制を図り、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- ・申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係
TEL：077-561-2370

要望先：滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局

認定こども園等における障害児受入支援にかかる制度見直しについて【国への要望、県への要望】

要望内容

- ① 私立認定こども園等における障害児の受入支援については、対応する省庁が異なる2つの国庫補助制度を一本化することにより施設および地方公共団体の事務負担の軽減を進められるよう、国に働きかけていただきたい。
- ② 障害児を受け入れる施設を一層支援するため、受け入れる障害児が1人であっても、補助対象とするよう制度の見直しについて、国に働きかけるとともに、県においても対応を検討いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。
- ③ 公立幼稚園（幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（1号認定））における障害児保育の推進に係る体制整備のため、新たな補助制度の創設について、国に働きかけるとともに、県においても対応を検討いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

<現状>

私立における子ども・子育て支援新制度移行施設については、市が国・県の補助制度を活用し、障害児の受け入れにかかる職員の加配に必要な費用を補助している。なお、新制度へ移行していない私立幼稚園については、県が国の助成を得て、私学助成により実施している。

また、公立の幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（1号認定）については、国・県の補助制度がなく、市費負担での運営となっている。

■市内施設における障害児加配補助の対応状況

		1号		2号	3号
		1人の場合	2人以上の場合		
私立	地域型保育施設	21施設			公定価格 (給付費の加算項目)
	保育所	11施設		自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)
	幼保連携型認定こども園 (社会福祉法人)	16施設	子ども・子育て支援交付金(国) 地域子育て支援事業費補助金(県)	自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)
	幼保連携型認定こども園 (学校法人)	1施設	補助なし	私学助成	自治振興交付金(県)
	・幼稚園型認定こども園 ・幼稚園(新制度移行)	2施設		私学助成	子ども・子育て支援交付金(国) 地域子育て支援事業費補助金(県)
	幼稚園(新制度未移行)	3施設	私学助成	私学助成	
公立	・幼稚園型認定こども園	8施設	補助なし		
	・幼保連携型認定こども園	2施設		自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)
	・保育所	3施設		自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)

部は認定児童なし

<課題>

- ① 本市における障害児加配補助を実施する施設は、上記によるが、施設や児童の認定の類型により、同じ施設でも2つの手続きが必要になるケースがあり、申請手続きにかかる事務負担の軽減と簡便化を図る必要がある。
- ② 私立における認定こども園および新制度移行後の幼稚園について、受け入れる障害児が1人である場合は、国・県いずれの補助対象にもならないことから、支援を行うことが難しく、障害児の受け入れや保育士等の処遇改善が進まない状況である。
- ③ 公立について、保育所（保育所・幼保連携型認定こども園（2号及び3号認定））は、障害児の受け入れにかかる補助制度が整備されているが、幼稚園（幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（1号認定））については、国・県いずれの補助制度もなく、障害児の受け入れと安定した保育士確保のため、保育所と同様の補助金制度の創設が必要である。

事業実施による効果

- ① 補助金・交付金の交付手続きを一元化し、簡便化することで、施設および地方公共団体の事務負担の軽減を図ることができる。
- ② ③ 障害児の受け入れ促進や保育士確保のための環境を整備し、さらなる処遇改善を図ることで、児童一人ひとりに対して、家庭や関係機関と連携して支援を行うための体制の充実を図ることができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導・研修係
幼児施設課 総務・施設係

TEL：077-561-6878

077-561-6968

児童家庭相談業務体制の充実について【県への要望】

要望内容

専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、令和6年4月に県内に新たな児童相談所を設置予定と聞いているが、経験豊富な職員の人事異動等により、草津市管内の児童相談所における相談体制が低下しないよう、人材育成や人員配置についても、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案へ積極的かつ適切に対応するためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく活かし、子どもの一時保護や保護者指導等の業務や、市に対する助言や援助等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

今年度、草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、虐待対応係2名、相談係3名の合計5名の担当職員を配置いただいたが、令和3年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,420件であり、他市相談件数と700件以上の差がある。

草津市は人口規模・相談件数ともに多く、かつ、複雑化・複合化した問題を抱えたケースや子どもの安全確保のために緊急対応を要するケース等も多いため、市では対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合は、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など草津市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、子どもの安全確保を図ることができる。

担 当：子ども未来部 家庭児童相談室 家庭児童相談係
TEL：077-561-2460

滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべての子どものうち第3子以降の子どもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配慮をお願いしたい。また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～③のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

- ①市民税所得割課税額57,700円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)
- ②市民税所得割課税額57,700円以上の世帯において、小学校就学前の子どもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)
- ③市民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(県制度)

【課題】

同じ世帯構成で、同じ保育施設を利用していたとしても、世帯内の市民税課税状況により、保育料が発生することから、応益負担の点において、利用者負担の不均衡が発生しており、市が独自に支援する方向で検討しているが、国・県制度を拡充するよう特段の配慮をお願いしたい。

事業実施による効果

・第3子以降のすべての子どもの保育料が無償となることで、各家庭が子どもを安心して生み育てる環境が形成される。

要望先：滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局

補助金交付要綱の早期発出について 【国への要望、県への要望】

要望内容

各種国県補助金交付要綱について、発出時期が遅く、事務や事業実施に支障をきたしており、早期発出について、積極的な取組をお願いするとともに、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

各種国県補助金交付要綱について、発出時期が遅いため、当該補助金の交付申請等に係るタイトなスケジュールでの事務に支障をきたしている。また、本市がこれらを財源として実施している民間保育施設への補助制度において、補助要件や金額・補助率等が確定されていない中では制度の詳細を説明することができないうえ、このことによって各保育施設が事業の実施・人材の雇用等を進めることが困難な状況であり、事務や事業実施に支障をきたしている。

発出が遅れている主な補助金

【国補助金】	交付要綱発出時期			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども・子育て支援交付金	平成31年 4月1日	令和2年 5月20日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
保育対策総合支援事業費補助金	令和元年 10月31日	令和3年 1月22日	令和3年 12月1日	<u>コロナ対策事業</u> 令和4年 7月14日 <u>保育士確保事業</u> 令和5年 1月18日
【県補助金】				
滋賀県地域子育て支援事業費補助金	令和元年 7月22日	令和2年 9月14日	令和3年 9月3日	令和4年 6月2日
滋賀県保育対策総合支援事業費補助金	令和元年 11月15日	令和3年 2月3日	令和3年 12月24日	<u>体制強化・雇 上強化事業</u> 令和5年 2月20日
滋賀県保育所等支援事業費補助金	令和元年 7月16日	令和2年 7月30日	令和3年 7月30日	令和4年 4月1日

事業実施による効果

計画どおり事業が実施され、円滑な事務の遂行および事業者等に対する負担の軽減を図ることができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導・研修係 TEL：077-561-6878
幼児施設課 総務・施設係 TEL：077-561-6968



要望先：滋賀県健康医療福祉部 生活衛生課

水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

要望内容

住民の生活を支える最重要のライフラインである水道施設の老朽化による更新や耐震化などによる施設の強靱化や整備について、引き続き水道料金や企業債残高などの国庫補助採択基準の撤廃もしくは緩和を図っていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

節水機器の普及、産業構造の変化等により水道水の使用量は伸びておらず、料金収入の増加は見込めない状況である。一方、安定した良質な水道水の確保など、ライフラインとしての水道に対する住民のニーズは高まっている。

水道事業者は、このような住民の要望に応えるため、施設の老朽化による更新や耐震化などの整備を進め、強靱で持続可能な水道事業を目指していく必要がある。

しかしながら、整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の更新・強化は困難な状況にある。

そのため、現在の補助事業採択基準に設けられている、水道料金や企業債残高などの基準を撤廃または緩和いただくとともに、制度の拡充により施設の更新と強化を早期に進めていく必要がある。

事業実施による効果

水道事業は、住民の生活を支える最重要のライフラインであり、災害等非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の拡大を図られることで、早期に水道施設の強靱化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担当：上下水道部 上下水道総務課 上下水道総務係
TEL：077-561-2440